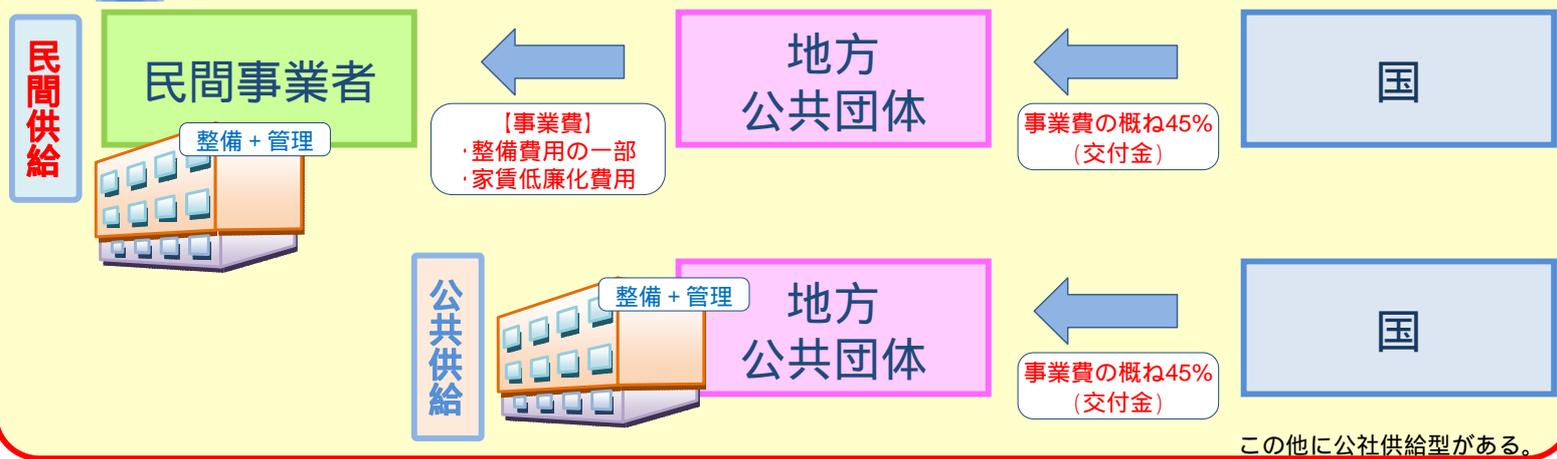


## 地方公共団体による住宅供給に対する支援制度

低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する者に対する賃貸住宅の供給を推進するため、地方公共団体が負担する住宅の整備費用・家賃低廉化費用を支援。

### 支援スキーム

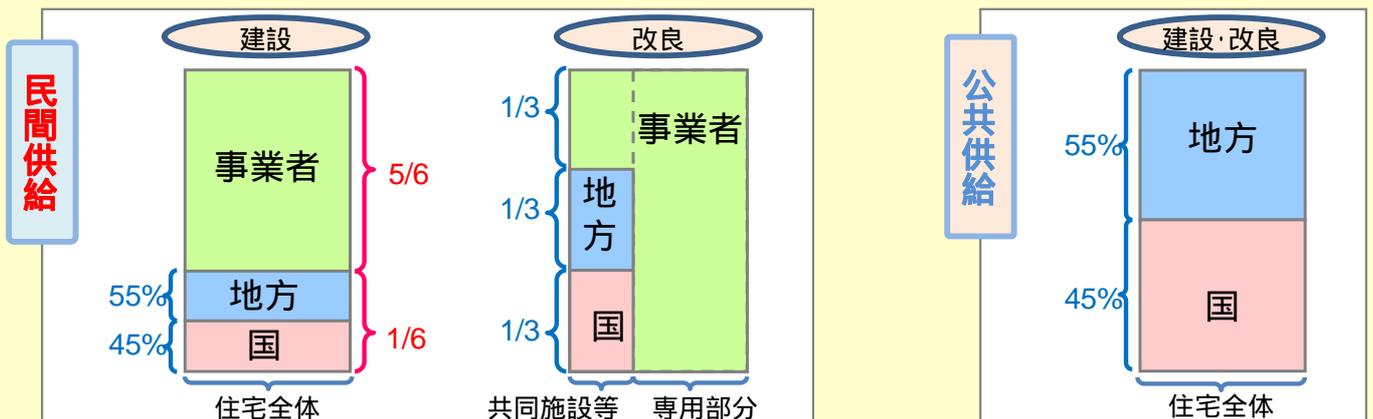


### 整備基準

戸数	・新規建設：5戸以上 ・改良/買取/転用：1戸以上
規模	25㎡以上 居間、食堂等を共同利用する場合：18㎡以上 高齢者居住安定確保計画に別の基準を定めた場合：当該基準以上
構造	耐火構造の住宅 省令準耐火構造の住宅 準耐火構造の住宅 都道府県知事が認める構造の住宅
設備	台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室を有していること
築年数	原則として竣工後35年以内の建築物
整備地域	地域住宅計画に定める地域内であること

### 整備費助成

【社会資本整備総合交付金による支援】



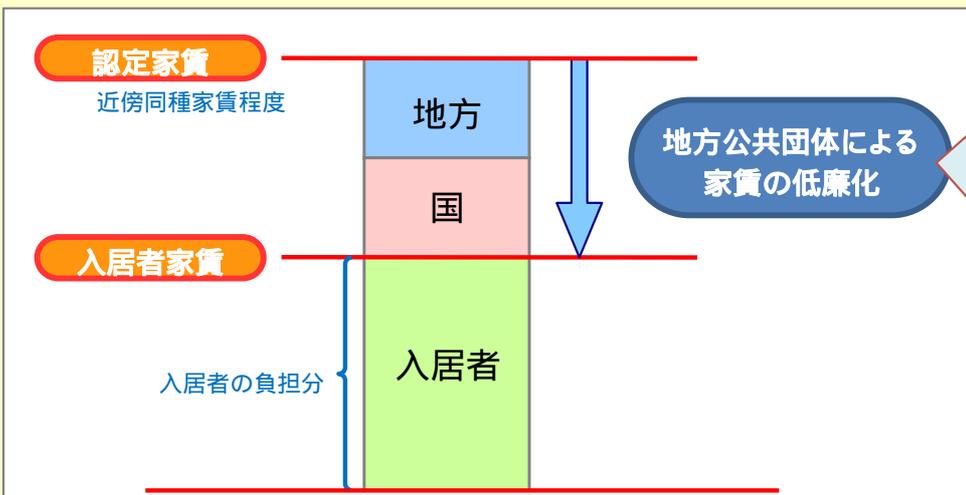
低層住宅の場合は1/9、サービス付き高齢者向け住宅の場合は1/5

## 管理基準

同居親族要件	なし
収入基準	収入分位80%以下（所得が487,000円以下）
世帯要件	高齢者世帯 障害者等世帯 子育て世帯 地方公共団体が地域住宅計画に定める世帯
入居者選定方法	入居者の選定方法そのほか賃貸の条件が適正に定められるもの
管理期間	10年以上

## 家賃低廉化助成

<b>対象世帯</b> （属性と収入基準） <small>入居者資格とは要件が異なることに注意が必要</small>	高齢者世帯 障害者等世帯 同居者に小学校修了前の者がいる世帯 災害被災者世帯 不良住宅の撤去等により住宅を失った世帯 公営住宅の入居収入基準の見直しに伴って収入超過者となった世帯	所得が21万4千円を超えない（収入分位40%）
	低額所得者	所得が15万8千円を超えない（収入分位25%）
認定家賃(A)	近傍同種家賃と均衡を失しない額として、供給計画に規定している家賃	
入居者家賃(B)	地方公共団体が行う家賃低廉化事業によって引き下げられた実際の家賃	
助成	対象額	地方公共団体が行う家賃低廉化事業の額（A - B）【限度額：4万円/月】
	国の助成額	対象額の概ね45%等
助成期間	戸当たり	管理開始から20年以内（上記の ・ の世帯は、40年以内）
	世帯当たり	上記の ~ の世帯は、6年以内で地方公共団体が定める期間以内



- ( ) 転用型以外の場合  
公的賃貸住宅家賃低廉化事業  
(社会資本整備総合交付金)  
国の負担 概ね45%  
地公体の負担 概ね55%
- ( ) 転用型の場合  
公的賃貸住宅家賃対策補助事業  
(調整補助金)  
国の負担 50%  
地公体の負担 50%